

川崎市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1～3条 省略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条第1項～第2項 省略</p> <p>3 病院の病床数の計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般病床 <u>1,382床以内</u></p> <p>(2) 精神病床 38床以内</p> <p>(3) 感染症病床 12床以内</p> <p>(4) 結核病床 <u>40床以内</u></p> <p>第5～8条 省略</p> <p><u>(資本剰余金の処分)</u></p> <p><u>第8条の2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめるものとする。</u></p>	<p>第1～3条 省略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条第1項～第2項 省略</p> <p>3 病院の病床数の計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般病床 <u>1,522床以内</u></p> <p>(2) 精神病床 38床以内</p> <p>(3) 感染症病床 12床以内</p> <p>(4) 結核病床 <u>58床以内</u></p> <p>第5～8条 省略</p>